

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 裁判所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3%
全職員	80.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	94.7%
最高裁課長相当職	96.3%
下級裁課長・最高裁課長補佐相当職	95.2%
係長相当職	93.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.3%
31～35年	92.3%
26～30年	93.3%
21～25年	90.6%
16～20年	86.6%
11～15年	88.5%
6～10年	95.1%
1～5年	93.4%

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

「最高裁課長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級までの職員を、
「下級裁課長・最高裁課長補佐相当職」とは同俸給表5級及び6級の職員を、
「係長相当職」とは同俸給表3級及び4級の職員をいう。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、1月のうち勤務日が1、2日など、当該月のごく一部の勤務しかしていない職員については算出の対象から除外している。

* 裁判官には、職制上の段階がないこと等のため、2には含めない。